

大学院生による共同実験室等の利用について

学長 萱場 一則
高等教育開発センター 副学長 朝日雅也
研究科長 金村 尚彦

埼玉県立大学大学院は、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するために、4月1日の大学運営連絡会での理事長決定により、学内への入構を原則禁止としております。

ただし、本決定において、生物の管理等や研究の継続性において支障をきたすものについては、例外的に学内への立ち入りを認めています。

この場合、必ず以下の手続きを踏まえた上で、大学院指導教員の指導、指示のもとに行動してください。なお、この期間は、緊急事態宣言が終了するまでとしますが（5月6日まで）、状況によっては変更になる場合があります。

1. 健康状態の確認

- ・感染リスクの不安を学生自身が感じたことがないこと
- ・自身が濃厚接触者でないこと
 - ※勤務している病院施設や、アルバイト先などで感染者が確認された場合は入構を制限する。
- ・同居者、近親者、友人に罹患者がいないこと
- ・原則、公共交通機関（電車・バス）を使用せずに登校可能なこと
- ・過去3週間以内に国内旅行や県をまたいだ移動、海外渡航がないこと

2. メールにて事前申請

下記の内容について大学院教務担当宛（kyomu@spu.ac.jp）にメール本文に記載し送信する。

1. 学籍番号・氏名
2. 指導教員名
3. 入構期間
4. 入構目的（文科省事務連絡※の（ア）～（カ）を選択）
5. 交通手段

※令和2年4月13日「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく「緊急事態宣言」を受けた研究活動に係る考え方について（周知）」

事前に指導教員に相談し、承認を得た日付を明記する。

3. 入構時の行動管理

指導教員が以上の条件を満たしていることを確認した上で別添「入構記録表」により行動管理を行う。また、入構記録表は自身で記入し、自身で保管し指導教員にも報告する。

入構記録表の記載

- 1.学籍番号・氏名
- 2.指導教員名
- 3.検温 体調について
- 4.入構日時
- 5.入構目的
- 6.行き先 部屋名など
- 7.入構時（中）の接触者氏名
- 8.本学までの行動歴（移動手段、移動経路、立ち寄った場所など）
- 9.学内での移動経路 など

4. その他

- ・マスク（手作りマスク含む）を着用し、手洗い・手指の消毒（保健センターからのメールを参照）を行う。
- ・屋内等の閉鎖空間において、他人との距離が十分に確保できない環境での活動は行わない。
- ・入構しなくても可能な研究の場合は、上記の方法によらず、以下の手段を活用すること。
電子ブックの活用（埼玉県立大学 情報センターHP 参照）
「Medical Finder」リモートアクセス（2020年3月5日のメール参照）
WebClass・ZOOMなどでの課題対応・ゼミ教員とのコミュニケーション

日々、状況が変化しておりますので、必ず大学ホームページ等により最新の情報を確認頂くようお願いいたします。

以上